

令和 4 年 1 1 月 1 1 日
保健福祉政策部国保・年金課

高額介護合算療養費の算定誤りについて

1 主旨

国保・介護両保険から給付を受けている世帯で、1年間（毎年8月～翌年7月末日まで）の自己負担額の合算額が「前年所得区分に応じた自己負担額」を超えた場合、超えた分が高額介護合算療養費として支給される。

この高額介護合算療養費の算定金額の誤りに伴う過誤支給が判明したので、このことについて報告する。

2 内容

(1) 自己負担額の区分

高額介護合算療養費の自己負担額の合算額の上限は、前年中の所得により下表の通りになる。

平成 29 年度以前
(70 歳以上)

所得区分	70～74 歳 基準額
現役並み (一部負担 3 割)	67 万円
一般 (同 2 割)	56 万円
低所得者 II (非課税)	31 万円
低所得者 I ※ II のうち公的年金 80 万円以下で その他の所得がない方	19 万円

※ 69 歳以下は平成 30 年度以降の A 表と同じ

平成 30 年度以降

A (69 歳以下=若年者)

所得区分 世帯の賦課基準額	69 歳以下 基準額
901 万円超及び 所得の確認ができない世帯	212 万円
600 万円超～ 901 万円以下	141 万円
210 万円超～ 600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
住民税非課税 世帯	34 万円

B (70 歳以上=高齢者)

所得区分 住民税課税所得	70～74 歳 基準額
現役並み III : 690 万円以上	212 万円
現役並み II : 380 万円以上	141 万円
現役並み I : 145 万円以上	67 万円
一般 : 145 万円 未満	56 万円
住民税非課税 世帯 II	31 万円
住民税非課税 世帯 I ※ II のうち公的 年金 80 万円以下でその 他の所得がない方	19 万円

(2) 誤りの内容

70歳以上の単独世帯を対象に高額介護合算療養費を算定する際は、70歳以上の自己負担額表（B表）を参照して療養費を算出する。

しかし、69歳以下の自己負担額表（A表）を重複して参照するという不要なプログラム処理により療養費を別に算出し、過誤支給となった。

平成30年度から、70歳以上世帯の「現役並み」所得区分が1段階から3段階へ細分化される国民健康保険法施行令改正の適用があり、プログラムを変更した際にエラーが生じたものである。

(3) 高額介護合算療養費支給処理の流れ

- ・支給は年1回
- ・支給対象年度は毎年8月から翌年7月まで
(例：平成30年度：平成30年8月～令和元年7月)
- ・翌年2月頃に支給対象者に支給申請書を送付する。

(4) 該当案件・過誤支給額等

	対象年度	既支給額	本来支給額	過誤支給額	(国保分)	(介護分)
①	平成30	191,085円	121,085円	70,000円	43,434円	26,566円
②	令和元	486,563円	0円	486,563円	453,109円	33,454円
③	令和2	225,038円	0円	225,038円	91,077円	133,961円

※①の本来支給額の内訳：国保分 75,132円・介護分 45,953円

3 誤り発見のきっかけ

【令和4年7月～8月】

- (1) 厚生労働省保険局国民健康保険課から調査依頼（平成30年度から令和2年度における高額介護合算療養費の支給額算定システムの開発ベンダ名）があり、区が委託しているベンダ名（富士通Japan株式会社）を回答した。
- (2) (1)の回答後、厚生労働省から、算定誤りが想定される世帯の抽出条件を示された。この条件から該当世帯を3件抽出し回答した。
- (3) (2)の回答後、厚生労働省から「高額介護合算療養費の算定事務について」の通知がきた。

内容：①高額介護合算療養費の正しい算定方法の周知

②正しい算定方法に応じたシステム改修の早急な実施の勧奨

【令和4年9月～10月】

- 2 (4)の3件以外の該当案件がないか、確認検証作業を行った。

4 再発防止策

今回の算定誤りは、制度改正時のプログラム変更についての検証（テスト）が不

十分であったことが要因である。今後は以下の対策を講じ、国保システム全体の情報共有と検証の強化を徹底する。

(1) 国保システム定例会での全件進捗状況の確認

関係者（国保・年金課、DX 推進担当課、委託事業者）が出席する月例の定例会において、制度改正に伴うシステム改修の進捗状況を確認しているが、業務ごとにチェック方法が異なっており、テスト環境の設定方法にも幅があるなど、国保システム全体で統一した考えでの管理が不足していた。今後は、以下（2）に示す改修資産適用管理台帳（進行管理用）を使い、システム改修案件の進捗状況を統一した管理のもと、検証、確認、記録をする。

(2) 改修資産適用管理台帳（進行管理用）の新設

これまで使用していた国保システムの管理表を強化し、改修内容、改修期限、改修プログラム検証作業開始日・終了日、本番環境適用日等を一覧にした改修システム単独の台帳を新設した。今後は、区と委託事業者の双方で共有して管理・確認していく。

(3) 改修プログラム検証体制の強化

委託事業者が検証完了としたテストパターンの再確認や、委託事業者が検証していないテストパターンの別途確認など、他自治体の国保システム担当者とも連携を取り、改修プログラムの正常稼働に向けた確認体制の強化を図る。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月以降 過誤支給対象者への説明及び返還交渉